

芽室町特定不妊治療費助成事業のご案内（H29.4～）

芽室町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図ることを目的として、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

今年度より助成額が充実し、男性不妊治療についても助成されます。

概要は、次のとおりです。

対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という）が対象となります。
- なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

対象者

- 芽室町に住所がある方で、「法律上の婚姻をしていること」
- 北海道知事が指定する医療機関において治療を受けた者
- 所得制限があります

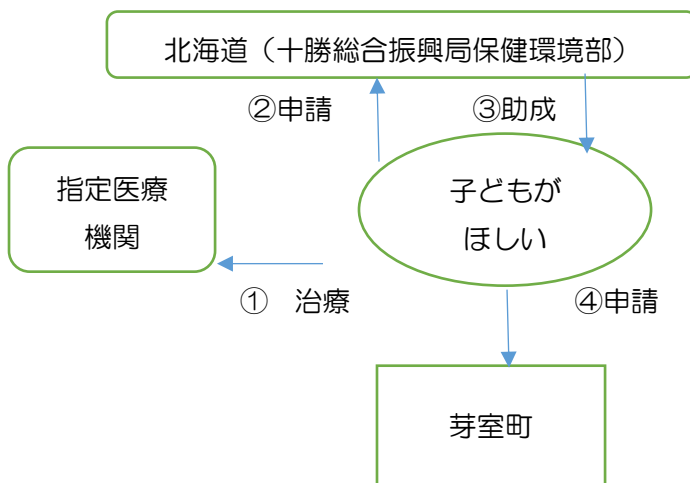
助成の内容（額）

- 1回の治療にかかった費用から「北海道特定不妊治療費助成額」で受けた助成額を差し引いた額に対して、特定不妊治療費（男性不妊治療分除く）と男性不妊治療それぞれ30万円を限度に助成します。

助成の手続き

- 申請する方は、北海道特定不妊治療費助成決定後、速やかに芽室町保健福祉センター（あいあい21）に申請してください。

《申請の流れは次のとおりです》



※①～③の手続き終了後、芽室町へ申請してください。

《申請に必要なもの》

- 1 「北海道特定不妊治療費助成事業」の「申請書」と「受診等証明書」と「助成決定指令書」の各写し
- 2 印鑑
- 3 振込み先の口座がわかるもの

《申請・お問い合わせは》

芽室町東4条4丁目
芽室町保健福祉センター（あいあい21）
子育て支援課 子育て支援係
TEL：62-9733
FAX：62-0121